登校許可証明書

年次　　組　　番　氏名

診断名　　[　　]

上記の疾患により、　　年　　月　　日から加療中でしたが、治癒または登校しても支障がないので、　　年　　月　　日から登校を許可します。

年　　月　　日

医療機関名・住所
医師名　　印

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウィルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点でＨ５Ｎ１及びＨ７Ｎ９。	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など